

別海町競争入札参加資格審査申請の受け付けについて

平成31・32年度における本町への物品納入や役務提供のほか、建設工事、測量・設計などの競争入札参加資格審査申請を下記のとおり受け付けます。

各申請部門の資格要件は、役場前の掲示板に告示するほか、詳細を町ホームページに掲載します。不明な点は下記担当にお問い合わせください。

中間年度における資格申請の受け付けは実施しませんので、この期間に忘れずに申請してください。

■受付期間 1月10日(木)から2月6日(水)

※土、日、祝日を除く

※郵送の場合は2月6日当日消印有効

■受付時間 午前9時から午後5時まで

※正午から午後1時までの1時間を除く

■提出方法 持参または郵送による

(1)持参の場合 役場2階 財政課へ提出

※その場での書類審査は行いません。

(2)郵送の場合

右記郵送先に「競争入札参加資格審査申請書 在中」と明記の上、送付してください。

※持参、郵送を問わず82円切手を貼った返信用封筒を添付してください。

(返信用封筒の添付が無い場合は受理票を送付しません。)

町ホームページ
検索キーワード

入札参加資格



■申請用紙

(1)「建設工事」「設計等」部門

市町村統一様式を「一般社団法人北海道土木協会」にてお買い求めください。

(2)「物品・役務」部門

本町独自様式を下記のいずれかの方法によりご用意ください。

①役場財政課での受け取り

②郵送による受け取り ※返信用封筒(A4版)と切手140円分を同封してお申し込みください。

③町ホームページからのダウンロード

<https://betsukai.jp/sangyo/nyusatsu/shikaku/shikakushinsa/>

■問合せ・郵送先

〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地

別海町役場 総務部 財政課 契約管財担当

TEL 75-2111 (内線2314・2316)

食育・地産地消の取り組みを紹介します

本町では、別海町食育・地産地消の推進を目的として、町内の各団体等で行っている食育・地産地消の取り組みを町ホームページで紹介しています。

毎年、漁協青年部や漁協女性部、農協青年部や別海町女性農業士会が講師となり、町の一次産業の仕事や特産物の魅力を広く知ってもらうための出前授業を行っており、授業内容などを紹介していますので、ぜひご覧ください。

■町ホームページ https://betsukai.jp/sangyo/nougyo/syokuiku_plan/syokuiku-torikumi

町ホームページ
検索キーワード

地産地消



問合せ／農業政策担当 (内線1412)



いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

9:45～受付 10:00～11:30体操教室

	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあいセンター
1月	10日(木)	15日(火)	22日(火)
2月	14日(木)	12日(火)	19日(火)

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターから

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとした生活が送れることを目標として、月1回、運動指導や健康維持に関する教室を開きます。認知症予防にもつながる「脳活性化を意識した運動」も行います。

参加
対象者

①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。

②誰かと一緒に運動したり、健康寿命を延ばす活動をしてみたい方。(64歳以下でも可)

※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方は事前に主治医への確認をお願いします。

参加費無料

地域包括支援センターは、高齢者の介護や生活の困り事の総合相談窓口です。

■申込み・問合せ／TEL79-5500 (直通) 町役場1階福祉部内

「訪問販売お断りステッカー」を配布します

道内各地で架空請求や訪問販売による詐欺被害が多発しており、本町でも、悪質な販売業者等に関する情報提供や相談を受けています。

「訪問販売お断りステッカー」を無視して勧誘を行った場合、北海道消費生活条例違反となります。ステッカーを玄関先に貼ることは被害防止策の一つとして有効です。

このステッカーを、役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所、各公民館、病院の窓口にて配布しますので、自由に持ち帰り、ご利用ください。

**消費生活に
関する相談は…**

- 町民生活担当（内線1212・1213）
- 北海道立消費生活センター TEL 050-7505-0999
- 消費者ホットライン TEL「188」（いっや）
（最寄りの消費生活相談窓口等につながります）



不法投棄は絶対にしないでください

家庭ごみや事業活動で出るごみ（産業廃棄物）を、道路や空き地、山林、河川等に捨てる不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は重大な犯罪です。絶対にしないでください。

不法投棄を発見した場合は、下記担当または警察に連絡してください。

〈連絡時に教えていただきたいこと〉 発見日時、発見場所、投棄物、行為者の特徴、車両ナンバー など
問合せ／町民生活担当（内線1211～1213）



大雪などの悪天候時は、事故防止のため、ごみを収集しません。ご理解とご協力をお願いします。

なお、収集日が月1回である「もえないごみ」「粗大ごみ」等の収集については、代替日を設けます。町ホームページを確認するか、下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ
検索キーワード

ごみの収集



問合せ／町民生活担当
（内線1212・1213）

し尿のくみ取りのお知らせ

2月のくみ取り地区は、中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行です。

くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までにお申し込みください。

また、証紙がないと、くみ取りできませんので、必ず事前に別海町収入証紙（し尿処理専用）をご用意ください。

なお、12月から3月までの冬期間は凍結のため家庭廃水のくみ取りは行いません。

積雪や屋根からの落雪でくみ取り口がふさがっていると、くみ取りできない場合があります。くみ取り口周辺の除雪をお願いします。

■くみ取り申込先 渡邊清掃株式会社 TEL75-2861
フリーダイヤル 0120-57-9310 ※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。
各支所および各連絡事務所でも受け付けできます。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



新成人の皆さんへ 20歳になったら 国民年金

国民年金は、高齢になったときや、いざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、高齢になったときや、病気やけがで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金の ポイント

■将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。国が責任をもって運営するため、安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。



■老後のためだけのものではありません。

国民年金には、老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある妻」や「子」）が受け取れます。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である過程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

いずれの制度も、申請が必要になりますので、下記問合せ先にご相談ください。

問合せ／戸籍年金担当（内線1222～1225）、釧路年金事務所 TEL 0154-61-6000



灯油等暖房用燃料費の 一部を助成します

本年の灯油価格は高値で推移し、暖房にかかる費用の負担が増大しているため、高齢者や障がいのある方、ひとり親等の町道民税非課税世帯を対象として暖房用燃料費等の一部を助成します。

対象世帯

平成30年11月1日現在、別海町に住所を有し居住されている①から⑤のいずれかに該当する町道民税非課税世帯が対象になります。

※世帯全員が施設入所や入院、その他自宅以外に生活の本拠を有している場合は助成の対象になりません。

- ①高齢者世帯（65歳以上のみで構成する世帯）
※昭和29年3月31日以前に生まれた方を含む。
- ②障がい者世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方がいる世帯）
- ③ひとり親世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（高校生相当）を監護しているひとり親世帯）
- ④生活保護受給世帯
- ⑤上記に準ずる世帯で町長が特に必要と認めた世帯

助成内容

申請後、審査結果を決定通知書でお知らせします。助成が決定された世帯には、1世帯あたり10,000円（生活保護受給世帯は5,000円）を世帯主の口座へ振り込みます。

申請期間

1月7日(月)から3月22日(金)

提出書類等

- 別海町福祉灯油・暖房用燃料購入費助成申請書（第1号様式）
次のページの申請書でお申し込みできます。
- 世帯主の通帳（口座番号等が確認できるもの）
※申請時に必ずご持参ください。
※平成30年1月1日現在、別海町に住所を有していない方は、前住所地から非課税証明書の発行を受け、添付してください。

申請先

下記担当、各支所、各連絡事務所

問合せ／社会・障がい福祉担当
(内線1310～1312)

別海町長 様

住 所 別海町
氏 名 ㊞
電話番号 () —

(高齢者・障がい者・ひとり親・生活保護受給・その他 ())

世帯員氏名	生 年 月 日	申請者との続柄	備 考
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
	年 月 日		
同 意 書	私及び私の世帯員は、暖房用燃料費等の支給決定のための審査に必要な、私の世帯の家族構成・課税状況・生活保護適用の有無等の個人情報に係る調査について同意します。 氏名 ㊟		

☐ 座 振込 依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協・漁協	本店 支店 出張所				種 目		☐ 座番号						
		店番号				1. 普通預金	2. 当座預金							
フリガナ														
☐ 座名義人		☐												

町道民税非課税世帯である。	1. 該 当 ・ 2. 非該当
生活保護の適用	1. 該 当 ・ 2. 非該当
支給の可否	可 ・ 否